

十和田市自治基本条例 検討結果報告書

平成 24 年 3 月 2 日

十和田市自治基本条例市民検討委員会

目 次

- 1. 検討経緯 P1
- 2. チャート P11
- 3. 条文素案 P21

1. 検討経緯

表 2. 市民検討委員会 会議概要

第 1 回	日時	平成 22 年 8 月 31 日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・十和田市自治基本条例制定基本方針について ・今年度の予定について
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長に檜楨貢弘前大学教授、副委員長に竹ヶ原公氏を選任した。 ・住民基本台帳より無作為抽出した 20 歳以上の市民男女各 500 人、計 1,000 人に対して、郵送方式による市民アンケートを実施することとした。 ・22 年度は、自治基本条例の基本的な認識を深めていく。また、市民アンケートの結果から、市民のまちづくりに関する認識、意見について共通理解を図る。
第 2 回	日時	平成 22 年 9 月 29 日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・「自治基本条例についての基本的事項」について、札幌市が作成した市民向けパンフレット「自治基本条例で市民が主役のまちづくり」に学ぶ
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市作成のパンフレット「自治基本条例で市民が主役のまちづくり」を参考資料として、自治基本条例に関する基本的事項について勉強会を行った。
第 3 回	日時	平成 22 年 10 月 27 日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民アンケート」について ・その他
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、任意の勉強会を実施していく。 ・おいらせ町や八戸市等の視察について検討する。 ・市民アンケートの結果を市民の声として受け止め、条例案に反映していく。 ・市民アンケートの結果については、平成 22 年 12 月 1 日号の広報で周知する。また、市ホームページに掲載する。

第4回	日時	平成22年11月29日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・「自治基本条例」について ・ワークショップ（テーマ：十和田市の現状）
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長から自治基本条例について説明を行った。 ・テーマ「十和田市の現状」について、2班に分かれてワークショップを行った。
第5回	日時	平成23年1月21日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・「おいらせ町自治基本条例」について ・今後の進め方について
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・おいらせ町自治基本条例の前文及び第1章から第4章までを参考にしながら、意見交換を行った。 ・自治基本条例の検討は、勉強会や分科会を開催せずに、市民検討委員会で行うこととした。
第6回	日時	平成23年2月1日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・「おいらせ町自治基本条例」について（第5章～第10章） ・市民フォーラムについて
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・おいらせ町自治基本条例の第5章から第10章までを参考にしながら意見交換を行った。 ・市民フォーラムの実施方法や内容について意見交換を行った。
第7回	日時	平成23年2月15日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートから学ぶ十和田市の課題等について ・自治基本条例原案策定に向けた進め方について
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートの全数集計及び自由記入欄集計について、おいらせ町自治基本条例と合わせながら、条例に活かすことができるものについて検討した。 ・自治基本条例原案策定に向けての組織体制、検討方法について検討した。

第8回	日時	平成23年3月16日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の骨格について ・その他
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の骨格（前文、市民、議会）について意見交換を行った。 ・条例のタタキ台作成のため、「しゃべり場」にて検討していく。
第9回	日時	平成23年4月13日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の骨格について ・市民フォーラムについて ・その他
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「しゃべり場」での検討内容を条例の骨格を検討するための材料とする。 ・条例の骨格は、「前文」、「総則」、「市民の権利と参画」、「行政の役割と責務」、「議会の役割と責務」、「情報の公開と共有」、「まちづくりの仕組み」、「住民投票」、「子どもの人権」、「セーフコミュニティ」、「施行後の検証と見直し」として検討していく。 ・市民フォーラムを実施する前に、市長や議員との意見交換を行う。 ・委員有志による南三陸町への支援について報告。
第10回	日時	平成23年4月26日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の骨格について ・その他
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・条文の構成は、前文、第1章総則、第2章市民、第3章議会、第4章市長及び職員、第5章行政運営の基本、第6章情報の公開と共有、第7章私たちのめざす姿、第8章子どもの権利、第9章住民投票、第10章施行後の検証と見直しとする。 ・しゃべり場において、引き続き条例の骨格の肉付け作業を進める。 ・市長や議員との意見交換を行い、自治基本条例の枠組み、理念、特徴などを明確にしていく。

第11回	日時	平成23年5月19日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過について ・自治基本条例について意見交換 ・その他
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市民検討委員会のこれまでの検討経過を市長へ報告した後、自治基本条例についての意見交換を行った。 ・市民検討委員会での検討内容をまとめた資料を作成することとした。
第12回	日時	平成23年6月2日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過について ・自治基本条例について意見交換 ・その他
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員へ、市民検討委員会のこれまでの検討経過を報告した後、意見交換を行った。 ・条文素案作成のために策定小委員会を設置し、作業を進めることとした。
第13回	日時	平成23年6月28日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の進め方について（市民検討委員会、策定小委員会、しゃべり場の連携） ・市民団体等との意見交換について ・その他
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・しゃべり場において、様々な方からのご意見を吸い上げる。 ・策定小委員会において、条文のたたき台作成のための作業チャートを作成する。 ・市民検討委員会において、少人数で団体・組織等へ出向き、まちづくりについての意見交換を行うこととした。

第14回	日時	平成23年10月20日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過について ・しゃべり場での内容について ・他自治体との枠組みの比較について ・今後のスケジュールについて ・市民との意見交換について ・市民フォーラムについて ・その他
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・しゃべり場を主体として作業チャートの作成を進める。 ・9月に十和田西高等学校、第一中学校、三本木中学校生徒との意見交換会を行った。今後は、商工会議所青年部、社会福祉協議会、青年会議所、郷づくり大学の方々との意見交換会を予定。 ・策定小委員会において、条文素案作りを10月31日から11月2日までに集中的に行う。 ・市民フォーラムのテーマを明確にしていく。
第15回	日時	平成23年11月14日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・作業チャートについて ・今後の進め方について ・市民フォーラムについて
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・作業チャート第2章から第10章までの検証を行った。会議での指摘内容については、策定小委員会において再検討する。 ・市民フォーラムの内容については、策定小委員会において検討し、市民検討委員会へ諮る。

第16回	日時	平成23年12月15日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の構成について ・ 高齢者に関する記述について ・ 第2章から第10章までの作業チャートについて ・ 条文素案の作成について ・ 市民フォーラムについて
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成については、条文素案や全体のバランスを確認し、再検討する。 ・ 条文素案のたたき台は、市民検討委員及び事務局で作成する。 ・ 庁内検討委員会との共通理解を深めるために、平成24年1月18日に合同会議を行う。 ・ 市民フォーラムを3月に開催する。開催までに、広報、ホームページでの周知、市内諸団体との意見交換会を実施する。 ・ スケジュールを事務局において再調整する。
第17回	日時	平成24年1月18日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・ スケジュール（案）について ・ 条文素案について
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会日程に合わせた策定スケジュールが事務局から提示され了承された。 ・ 市民検討委員会及び策定小委員会での作業をまとめた「チャート」をもとに、条文素案のたたき台を委員と事務局が作成した。そのたたき台を庁内検討委員会に提示し、その結果も含めた資料が配布された。 ・ 条文素案のたたき台については、逐条毎に審議する必要があることから、1月23日から27日にかけて集中討議することとした。
第18回	日時	平成24年1月23日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条文素案たたき台の集中討議（第3章、第4章、第1章）
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回会議で提示された条文素案のたたき台は、用語や言い回しが難しく、また、委員の思いが反映されていないと思われる部分があることから、委員が改めて条文素案を作成した。それらを対比し、確認修正作業を行うこととする。 ・ 「第3章 子ども」、「第4章 市民」、「第1章 総則」について討議した。

第19回	日時	平成24年1月25日
	案件	・条文素案たたき台の集中討議（第2章、第5章、第6章）
	概要	・「第2章 私たちのめざすまち」、「第5章 議会及び議員」、「第6章 市長及び職員」について討議した。
第20回	日時	平成24年1月27日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・条文素案たたき台の集中討議（第7章、第8章、第9章、第10章） ・今後のスケジュール等について
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「第7章 地域経営」、「第8章 情報共有の推進」、「第9章 市政への市民参加」、「第10章 施行後の検証と見直し等」について討議した。 ・前文については、これまでの話し合いの中からキーワードを拾い上げ、それをもとに事務局でたたき台を作り検討する。 ・市民検討委員会報告内容の構成について確認した。
第21回	日時	平成24年2月15日
	案件	<ul style="list-style-type: none"> ・条例（素案）について ・今後の市民検討委員会について ・その他
	概要	<p>庁内検討委員からのコメントを付した条文素案のたたき台全体について、確認修正作業を行った。</p> <p>また、市長報告の際に、検討経緯、チャート、条文素案、委員意見に加えて、十和田市自治基本条例実現に向けての提言（案）を提出することとし、その内容について検討を行った。</p>

2. チャート

※ チャートの見方

現状認識	課題			担い手・取組
	私	共	公	
<p>1. 現状認識</p> <p>市民検討委員会や、しゃべり場での話合い、市民アンケートの結果等、市民目線による地域の現状を記載しています。</p>	<p>2. 課題</p> <p>『現状認識』を踏まえた上で、</p> <p>「私」・・・個人</p> <p>「共」・・・組織、団体</p> <p>「公」・・・行政等</p> <p>各々の課題を記載しています。</p>			<p>3. 担い手・取組</p> <p>『課題』を踏まえた上で、担い手がどのように取組むべきかを記載しています。</p>

第2章 私たちのめざすまち

現状認識	課題			担い手・取組
	私	共	公	
<ul style="list-style-type: none"> ●十和田湖や奥入瀬溪流に代表される自然環境に恵まれたまち。 ●セーフコミュニティに全国で2番目に認証されたまち。 ●B級グルメでの地域おこしのまち。 ●現代美術館を中心としたアートによるまちづくりが行われている。 ●災害が少ないまち。 ●美味しい農産物を生産できるまち。 ●介護保険料が日本一高いまち。 ●北里大学や三本木農業高校の資源を十分に活用できていない。 ●子どもの環境が悪化している。 ●周辺部で限界集落が進行している。 ●生活保護家庭が増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政やNPO等との協働。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や行政との協働。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民やNPO等との協働。 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全安心なまちづくりへの取組。 ●協働の推進により、過疎地や限界集落でも生活できるまち。 ●市民の声がまちづくりに反映されるまち。 ●市民が自由に集まり、意見交換できるまち。 ●高校生や大学生が積極的にまちづくりに参画するまち。 ●動物と共生するまち。 ●アートの要素を取り入れた創造性豊かなまち。 ●高齢者が住みやすく暮らしやすいまち。

第3章 子ども

現状認識	課題			担い手・取組
	私	共	公	
<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児 <ul style="list-style-type: none"> ・市内に産科が1件しかない。 ・母親の孤立化、相談相手の不足。 ・虐待の増加。 ・子育て支援が不足。 ・相談窓口が不足。 ・虐待の通告義務の難しさが障壁。 ・保育園児の親のうつ病が増えている。 ・子育ての情報の過多。 ・一人親家庭の増加。 ●小学生 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会の活動が低調。 ・親が子ども会の活動に参加させない。 ・ひとり親家庭の子どものサポートが不足。 ・塾に行く子どもが多くなっている。 ・放課後に遊ぶ場がない。 ●医療 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの医療について悩んでいる親が多い。 ●中学生 <ul style="list-style-type: none"> ・居場所がない。 ・考えを発表できる場がない。 ・悩みを直接聞く機会を設ける。 ・三中の3年生が毎年市長にまちづくりの提言をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児（母親） <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な相談、参加意識。 ・積極的な社会参加。 ●小学生 <ul style="list-style-type: none"> ・個人の人格の尊重。 ・自立。 ・親の積極的な社会参加。 ●中学生 <ul style="list-style-type: none"> ・存在を認めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児 <ul style="list-style-type: none"> ・地域で見守る意識と仕組みの構築。 ●小学生 <ul style="list-style-type: none"> ・地域で子どもを育てる意識。 ・個人の人格を尊重。 ・PTAの活用。 ・小学生と中学生の交流。 ●中学生 <ul style="list-style-type: none"> ・存在を認めること ・高齢者との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児 <ul style="list-style-type: none"> ・産科医の確保。 ・市外の産科医への通院補助。 ・相談窓口の確保。 ●小学生 <ul style="list-style-type: none"> ・自尊心を育てる。 ・放課後の安全な環境整備。 ・学校施設の有効活用。 ●中学生 <ul style="list-style-type: none"> ・存在を認めること。 ・まちづくりに関わる場を設ける。 ・まちづくりについて中学生の意見を聴く仕組みを設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児 <ul style="list-style-type: none"> ・母親の相談体制の充実。 ・産科センターの確保。 ・助産師の活用。（子育て相談の窓口） ・地域で子育てする環境整備。 ●小学生 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全な居場所の確保。 ・子どもの存在を認めていくこと。 ・こどもがまちづくりに関わっていくこと。 ・高齢者との交流により地域を知る。 ●中学生 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの担い手としての役割を尊重。

第4章 市民

現状認識	課題			担い手・取組
	私	共	公	
<ul style="list-style-type: none"> ●セーフコミュニティを叫んでいるがなかなか浸透していない。 ●町内会加入率が低迷している。 ●核家族化により地域の結びつきが希薄になっている。 ●周辺部では過疎化により地域コミュニティを維持することが難しくなっている。 ●三農、北里大学等の資源を活用できていない。 ●市民同士の連携がうまく取れていない。 ●市外居住の人もまちづくりに参加したいのにできていない。 ●三本木中では市長へ提言を行っているが、他の中高では行われていない。 <p>※議員との意見交換での発言</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市政の主役は、基本的に市民である。 ●まちづくりを行うためには、市民が責任を持って行動する必要がある。 ●地域の人がまちを作っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域コミュニティ活動に関心を持ち、積極的に参加する。 ●旧十和田湖町の良さを再認識する。 ●中高生自身のみならず家庭においても地域の情報を積極的に話し合う素地を作る。 ●市民自ら主役の認識を持ちまちづくりに参加する。 ●十和田市に興味を持つ。 ●積極的にまちづくりに関する情報を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●町内会活動の積極的な実施。 ●NPOや町内会活動が積極的に地域住民に浸透するよう工夫する。 ●一部の学校だけでなく地域の各学校の必須とする。 ●市民活動団体との連携を取る。 ●地域行事に関わりを持ってもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や町内会を積極的にサポートする体制を作る。 ●地域担当職員を張りつける。 ●行政で定期的に発表・表彰する場を設ける。 ●市民活動団体が連携しやすい環境を作る。 ●市民の各方面からの意見を集約したものを行政運営に活かすルールを市民との間に結ぶ。 ●市民がまちづくりや行政に参加しやすい仕組みを作る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の権利 <ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心な暮らしを営む権利。 ・地域づくりに参加する権利。 ・情報を知る権利。 ●市民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりに主体的に取り組む。 ・自然環境を守り次世代に継承する。 ・地域で子育てをする。 ・生き物に優しいまちにする。 ・ふるさとを大切にする。 ・資源を大切にし、リサイクルに努める。 ・市民同士のネットワークを作る。 ●事業者・団体の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・地域に積極的に参加する。 ・地域に積極的に寄与する。

第5章 議会及び議員

現状認識	課題			担い手・取組
	私	共	公	
<ul style="list-style-type: none"> ●積極的な公開がなされていない ●議員活動の様子が市民に伝わらない。 ●会議資料が公開されていない。 ●市民と情報が共有されていない。 ●議員と市民が話し合う場面が少ない。 ●議員が陳情の付添人になっている。 ●過去に議員立法はない。 ●議会改革特別委員会が組織され、議会改革に取り組んでいる。 <p>※市民アンケートから</p> <ul style="list-style-type: none"> ●議会の役割として大切な事は？ <ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見を尊重し、反映させること。(63.1%) ・市の将来を見据えて、積極的に政策を提言すること。(61.3%) ・市民に情報を公開し、開かれた議会運営に努めること。(56.5%) ●自由記入欄の意見 <ul style="list-style-type: none"> ・市民の生の声を聴いてほしい。 ・議員のレベルアップを。公僕の意識が不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員との情報の共有。 ●積極的な意見交換。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域単位での市政報告会。 ●政策立案の場づくり。 	<ul style="list-style-type: none"> ●開かれた議会運営。 ●市民への積極的な情報公開と情報共有。 ●市民と一緒にまちづくりを進めていく。 ●市民との意見交換。 	<ul style="list-style-type: none"> ●議会 <ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開。(インターネットの利用を含む) ・情報の公開。 ・会議録閲覧機会の拡充。 ・市政報告会の実施。 ・議会は行政と市民との橋渡し役。 ●議員 <ul style="list-style-type: none"> ・開かれた議員活動。 ・市民の声を市政に反映させる。 ・調査活動の充実。 ・積極的な政策提案。

第6章 市長及び職員

現状認識	課題			担い手・取組
	私	共	公	
<p>●市長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良く市民と交流している。 ・政策が見えづらい。 ・市民への丁寧な説明が不足している。 ・町内会連合会との意見交換を年に4回実施している。 ・強いリーダーシップが求められている。 <p>●職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働が出来ていない。 ・市民と同じ目線で物事を見ていない。 ・市民への説明に誠意が見られない。 ・市民とのかかわりが希薄である。 <p>※議員との意見交換から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が現職のときからまちづくりに参加すれば、地域と市役所の距離がもっと近づくとと思うので、そのような形を作って欲しい。 	<p>●市長の行う姿勢に関心をもつ。</p> <p>●市長に提言していく。</p> <p>●一緒にまちづくりをしていく姿勢で進む。(市民は職員を責めるだけではまちづくりは出来ない。)</p>	<p>●市長との市政懇談会を定期的に関く。</p> <p>●NPOや市民活動団体と意見交換を行う。</p> <p>●職員も市民として町内会活動等に積極的に関わる。</p>	<p>●市民との協働を明文化する。</p> <p>●政策をわかりやすくする仕組みを作る。</p> <p>●市民との総合的な協働ができる組織とその運用を作る。</p>	<p>●市長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の代表として職員の管理、指揮監督、運営その他の職務を誠実に遂行する。 ・市民自治のまちづくりのため市民の意見を良く聞き、また自らの意見を積極的に伝える。 ・協働できる職員を育成する。 <p>●職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民目線で行動をする。 ・職員自ら向上心を持ち職務に励む。 ・市民への丁寧な説明に努める。 ・職員は積極的にまちづくりに取り組む。

第7章 地域経営

現状認識	課題			担い手・取組
	私	共	公	
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が行政に関わる意識がない。 ● 批判的な意見が多く職員は殻を作り守らざるを得ない。 ● 一緒に作り上げていく気風がない。 ● 職員に既得権益意識が強い。 ● 形式に偏った市民参加型の仕組みが多い。 ● 情報の共有がされづらい。 ● 総合計画の基本構想が行政運営の基本になっている。 ● 向こう3年間の事業を掲載している実施計画は明年見直しをしている。 ● 事業を決定(予算化)するプロセスが不透明。 ● 事業実施後の検証が不十分。 ● 事業をやりっぱなしで次に生かされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民は行政に関わる意識が足りない。 ● 総合計画を知るように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民と市をつなぐ役割を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 効率的で公正な行政運営の確立。 ● 長期的な計画のもとの市政運営。 ● 健全で持続可能な財政運営の確立。 ● 市民との情報の共有。 ● 緊急事態への対処。 ● 市民がまちづくりに参加しやすい仕組みを作る。 	<p>経営の基本</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 長期的な計画(基本構想・基本計画)のもとに市政運営する。 ● 健全で持続可能な財政運営をする。 ● 事業について評価と市民への公表を図る。 ● 市民の安全と安心を確保するための危機管理をする。 ● 市民として議会として事業を検証し公表する。 ● プラン(計画)→ドウ(実施)→チェック(評価)→アクト(見直し)の各段階で市民との情報を共有し、意見を取り入れる。

第8章 情報の共有

現状認識	課題			担い手・取組
	私	共	公	
<ul style="list-style-type: none"> ●情報の公開が不足している。 ●市民の声と議会・職員の意識にズレを感じる。 ●ガラス張りの行政をしてほしい。 ●施策を決定する前に、市民に対して関係する情報の公開が不十分。 ●市民の情報収集の意識が低い。 ●市民が情報を入手するハードルが高い。 ●公開すべき情報と保護すべき情報の区別があいまい。 ●市が行い会議の開催情報が公開されていない。 ●市では前向きな情報公開を規定した情報公開条例を制定している。(第23条：市は…市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的な情報提供に努めるものとする。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市政運営に関する情報を知る権利を強く意識する。 ●市政運営に関心を持ち、市営運営に対する意識を高める。 ●議会及び議員の活動に関する情報を知る権利を強く意識する。 ●職員及び議会と情報を共有するように努める。 		<p>行政、議会共に</p> <ul style="list-style-type: none"> ●透明性の高い市営運営に努める。 ●市民への説明責任を果たす。 ●広く市民の意見を聴く。 ●市民がまちづくりや行政に参加する仕組（手段）を作る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民は、まちづくりに必要な情報の収集と共有に努める。 ●市長及び職員は、市政運営に関する情報を積極的に公開し、市民との情報の共有に努める。 ●市長及び職員は、市政運営に関する市民への説明責任を果たす。 ●市長及び職員と議会は、市政運営に関する市民の知る権利を保障する。 ●職員は市政運営に関わる情報の共有を図る。 ●個人情報の保護に努める。 ●情報についての定義の明確化（公開できない情報の定義） ●市民と共有すべき情報のデータベース化を図る。 ●市民がわかりやすいように情報の見せ方を工夫する。 ●情報はITの活用によりデータ管理する。

第9章 市民の市政への参加

現状認識	課題			担い手・取組
	私	共	公	
<p>●市長が、市政に関わる重要事項について、住民投票等市民の意見を聞いたことがない。</p> <p>●住民投票の制度がない</p> <p>※参考：市長の考え ・何でも実施の対象になると混乱を招くが、場合によってはあってもよい。</p> <p>※参考：畑山議員の発言 ・将来に関わる大事なものについては、住民投票など市民意見が十分に配慮されるように。</p> <p>●20歳未満の住民は市政に参加する仕組みがない。</p> <p>●住民投票の実施には多額の経費を要する。</p> <p>●市長の解職請求や議会の解散請求の制度はある。</p> <p>●重要課題について住民の意思を確認する仕組みがない。(アンケート等)</p>	<p>●住民の意思を積極的に明らかにする。</p>	<p>●住民の意思を吸い上げ、まとめる。</p>	<p>●住民の意思の確認方法の検討。</p>	<p>●住民の意思を確認する仕組みづくり</p> <p>①市民アンケート（市広報を活用した市民アンケートの実施。1つの簡易な事例）</p> <p>②世論調査。</p> <p>③住民投票。</p> <p>●住民投票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民投票の発議が出来る仕組み作り。 ・投票結果の尊重。 ・市長は請求があった時は実施する。 ・市長は自ら実施できる。 ・投票権は16歳以上。(中学校卒業以上) ・住民の1/6以上で市長に対し実施の請求が可能。

第 10 章 施行後の検証と見直し

現状認識	課題			担い手・取組
	私	共	公	
<ul style="list-style-type: none"> ●社会情勢の変化に伴って、まちづくりへの取組方も変化していくことが想定されることから、よりよいまちづくりを進めるためには、条例の施行後に検証と見直しが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●その時々々の市民の意見を反映した内容になっているかどうか、市民の立場で見守り、検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政との協働において、その時の社会情勢にふさわしい条例であるかどうか、見守り、検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民との協働によるまちづくりを目指すための条例として適切であるかどうか、常に市民の声に耳を傾ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ●協働の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市民と市との協働を推進していく場所や仕組の構築。 ●検証と見直し <ul style="list-style-type: none"> ・条例が社会情勢の変化や時間の経過により形骸化することのないように、市民・議会・市それぞれの立場で見守り、必要があれば見直すものとする。 ・見直しに当たっては、多くの市民の声に耳を傾けるように努める。 ・条例施行後に市民参画や協働が条例の意図する方向に進んでいるか検証する常設の市民参画・協働推進委員会の設置。(市民検討委員から一定数の参加) ・市の組織においても上記の委員会とまちづくりを協働で推進する組織を新たに作る。

3. 十和田市まちづくり基本条例 条文素案

はじめに

○本条文案は、「十和田市自治基本条例 市民検討委員会」において、

- ① 市民検討委員会としての十和田市の現状認識
- ② ①を踏まえた、個人・組織や団体・行政等各々の課題
- ③ ②の課題解決のために行うべき取組

について「チャート」として取りまとめた提言案を条例の条文のかたちに表現すべく作成した「素案たたき台」とそれを元に市民検討委員会で協議し、まとめた条文案である。

○条文案のみでなく、元となった市民検討委員会の思い、素案たたき台、条文案を各項目ごと（総則、私たちの目指す姿・・・etc）に3段表形式で記載し、市民検討委員会で検討した経緯をわかりやすく表したものである。

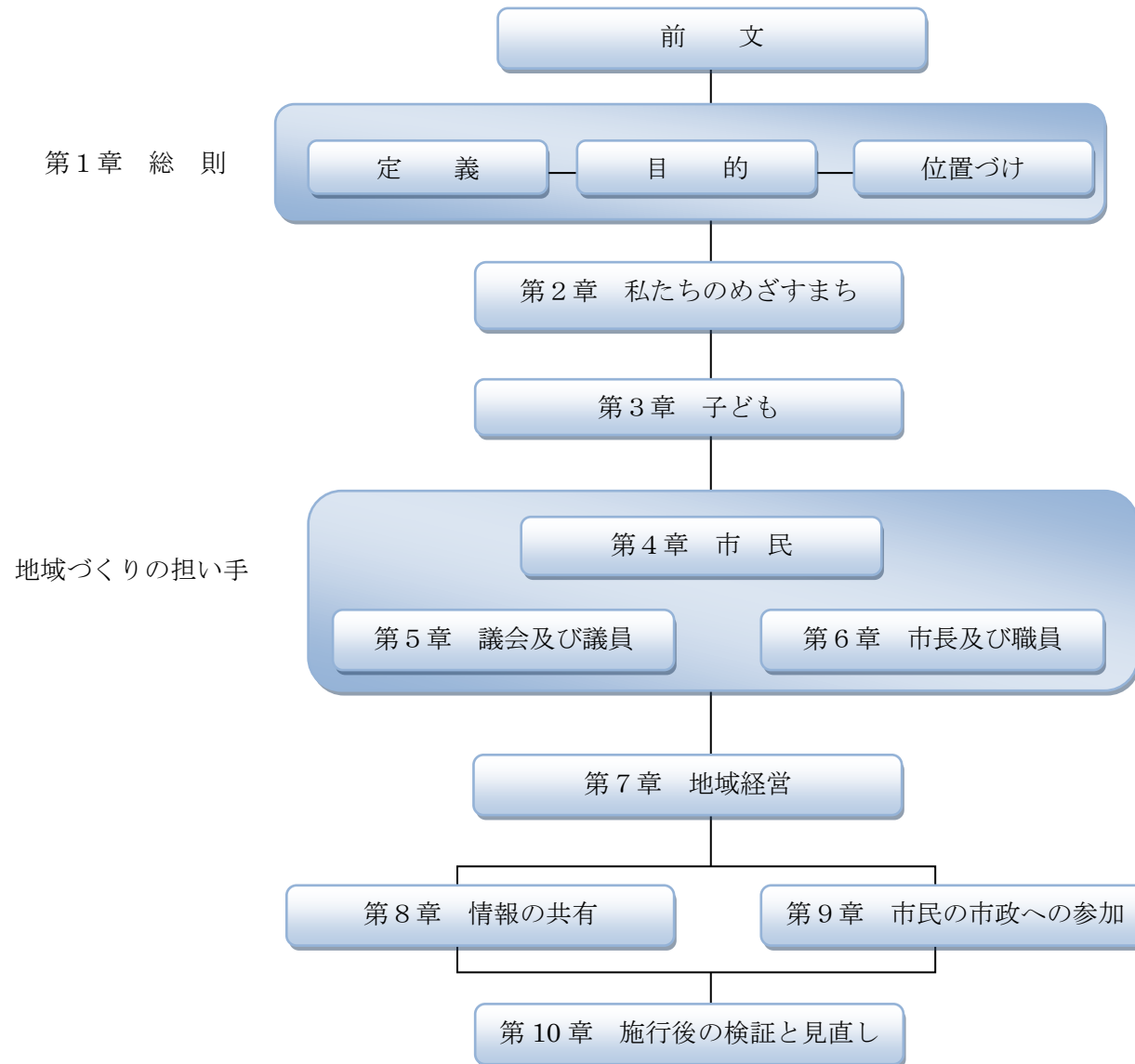
【3段表形式】

- ①市民検討委員会の思い<チャート中「③課題解決のために行うべき取組」を抜粋>
 - ②条文素案（たたき台）
 - ③条文素案（たたき台）をもとに市民検討委員会で協議した条文素案

目次

構成図.....	24
前文.....	25
第1章 総則.....	26
第2章 私たちのめざすまち.....	28
第3章 子ども.....	29
第4章 市民.....	30
第5章 議会及び議員.....	32
第6章 市長及び職員.....	34
第7章 地域経営.....	35
第8章 情報の共有.....	37
第9章 市民の市政への参加.....	38
第10章 施行後の検証と見直し.....	39

構成図



前 文

十和田市は、四季を織りなす十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田の豊かな自然と、先人が築いた整然と区画された街並みなど、豊かな自然と近代的な都市機能が調和した美しいまちです。

私たちは、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長するために、心豊かに暮らせるまちを作り、次世代に引き継いでいく使命があります。

そのためには、自治の担い手である私たち市民、議会及び市は、十和田市を経営するという理念のもと、役割を分担し、それぞれの責任を果たしながら、共に力を合わせていくことが大切です。

私たちは、議会や市の責務や特性を理解し、信頼するとともに、自らの役割や責務を自覚し、主体的に市政に参画しながら、まちづくりに取り組んでまいります。

また、議会や市は、市民の負託に応え、将来にわたり市民が安全で安心して暮らすことのできる豊かな地域社会を、全ての市民と協働して実現していく責務があります。

私たちは、市民一人一人の人権や地域の個性、自主性を尊重するとともに、地域の絆を大切にしながら、協働して地域の課題解決に取り組み、安心して住み、働き、学び続けることができる地域社会の実現をめざし、ここに十和田市自治（まちづくり）基本条例を制定します。

第1章 総則

市民検討委員会の思い	条文素案のたたき台	条文素案
	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、十和田市におけるまちづくりに関する基本的な事項を定め、参画と協働による市民主体の自治の進展を図り、活力に満ち安心して暮らせる十和田市を実現することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう。</p> <p>(2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) 参画 市民が、主体的にまちづくりに参加し、その意思決定に関わることをいう。</p> <p>(4) 協働 市民、議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任をもって、協力して行動することをいう。</p> <p>(5) コミュニティ 多様な参画を通して形成される組織や集団をいう。</p> <p>(6) まちづくり 自分たちのまちを自分たちでつくり育てることをいう。</p> <p>(条例の位置づけ)</p> <p>第3条 この条例は、十和田市の自治の基本理念と進め方</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、十和田市におけるまちづくりに関する基本的な事項を定め、参画と協働による市民主体の自治の進展を図り、活力に満ち安心して暮らせる十和田市を実現することを目的とします。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で活動するものを総称して「市民」といいます。</p> <p>(2) 市 市長や教育委員会などの市の執行機関を総称して「市」といいます。</p> <p>(3) 私たち 市民と議会と市を総称する場合「私たち」といいます。</p> <p>(4) 参画 市民が、まちづくりに主体的に参加し、その意思決定に関わることを「参画」といいます。</p> <p>(5) 協働 市民や議会、市がそれぞれの役割と責任を自覚し、協力して行動することを「協働」といいます。</p> <p>(6) まちづくり 私たちが暮らすまちが抱えている課題に対して、協働して解決を図り、住みよいまちにしていくための活動を「まちづくり」とい</p>

	<p>を定めるものであり、市民、市議会及び市の執行機関は、この条例の趣旨を尊重するものとする。</p> <p>2 市の執行機関は、まちづくりに関する計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては、この条例に適合させるものとする。</p>	<p>います。</p> <p>(7) 住民 市内に住所を有する人のことを「住民」といいます。</p> <p>(条例の位置づけ)</p> <p>第3条 この条例は、十和田市のまちづくりにあつての基本的な理念や原則を定めたものであり、私たちは、この条例の趣旨を尊重するものとします。</p> <p>2 市のさまざまな条例や規則、まちづくりに関する計画は、この条例の趣旨に沿って作られ、あるいは改廃されるものとします。</p>
--	---	--

第2章 私たちのめざすまち

市民検討委員会の思い	条文素案のたたき台	条文素案
<p>【現状認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○十和田湖や奥入瀬溪流に代表される自然環境に恵まれたまち。 ○B級グルメでの地域おこしのまち。 ○災害が少ないまち。 ○美味しい農産物を生産できるまち。 ○現代美術館を中心としたアートによるまちづくりが行われている。 ○北里大学や三農の資源を十分に活用できていない。 ○生活保護家庭が増えている。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「市民憲章」を取り入れる ○セーフコミュニティとして全国で2番目に認証されたことから、その精神を大切にす。 ○恵まれた自然環境を将来に残したい。 ○協働の推進により、過疎地や限界集落でも生活ができる。 ○開拓の歴史と精神を大切にす。 ○市民の声がまちづくりに反映される。 ○現代美術館や北里大学をはじめとする地域の資源を積極的に活用する。 ○アートの要素を取り入れた創造性豊かなまち。 	<p>第2章 私たちのめざす姿 (私たちのめざす姿)</p> <p>第4条 市民、市議会及び市の執行機関は、次の各号に掲げるまちの実現をめざすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 互いを思いやる心を育て、安全で安心して暮らせるまち (2) 十和田湖や奥入瀬溪流に代表される自然を守り、未来へ継承するまち (3) 市民一人ひとりの基本的人権及び多様な価値観を認め、協働の推進に努めるまち (4) ふるさとを愛し、開拓精神を受け継ぎ、新しい文化を創造するまち (5) 市民が主体となった自治のまちづくりを推進するまち (6) 農業や観光など地域の産業振興による活力のあるまち (7) 地域資源の活用による個性豊かなまち 	<p>第2章 私たちのめざすまち (私たちのめざすまち)</p> <p>第4条 私たちは、住みよいまちづくりを実現するため、次のことをめざします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) お互いを思いやる心があふれ、安全で安心して暮らせるまち (2) 十和田湖や奥入瀬溪流に代表される自然を大切にし、環境保護に取り組むまち (3) 市民一人一人の基本的人権や多様な価値観を認め、協働の推進に努めるまち (4) 市民が主体となった自治のまちづくりを推進するまち (5) ふるさとを愛し、開拓精神を受け継ぎ、新しい文化を創造するまち (6) 農業や観光など、地域の資源をいかした活力のあるまち (7) 高齢者や障害を持つ方に気配りがあるやさしいまち (8) 地域の歴史や絆を大切にし、次代へ継承していくまち (9) 北里大学などの教育機関との連携による元気のあるまち

第3章 子ども

市民検討委員会の思い	条文素案のたたき台	条文素案
<p>【現状認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内に産科が1診療所しかない。 ○母親の孤立化、相談相手が不足。 ○子育て支援、相談窓口が不足。 ○一人親家庭の増加。 ○保育園児の母親のうつ病が増加。 ○子ども会の活動が低調。 ○塾に行く子どもが多くなっている。 ○放課後に遊ぶ場がない。(小学生) ○一人親家庭の子どもへのサポートが不足。 ○子どもの居場所がない。(中学生) ○考えを発表できる場がない。(中学生) ○三中の三年生が毎年市長にまちづくりの提言をしている。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域で子育てする環境(医療も含む)の整備。 ○助産師の活用(子育て相談の窓口)。 ○まちづくりの担い手としての役割を尊重し期待する。 ○子どもの存在を認める。 ○子どもの安全な居場所を確保する。 	<p>第3章 子ども (子どもの権利等)</p> <p>第5条 子どもは、社会の一員として尊重され、生まれる前から生まれてからもよりよい環境の中で育てられる権利を有する。</p> <p>2 子どもは、意見を表明する権利を有するとともに、その年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>3 市民、市議会及び市の執行機関は、全ての子どもの人権を守るとともに、健やかに育つ環境をつくるよう努めなければならない。</p>	<p>第3章 子ども (子どもの権利等)</p> <p>第5条 子どもは、その年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 私たちは、すべての子どもの人権を守るとともに、健やかに育つ環境をつくるように努めます。</p> <p>3 私たちは、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どもの意見に耳を傾け、まちづくりに生かすように努めます。</p> <p>4 私たちは、すべての子どもを日頃から愛情を持って接し、地域の中で守り育てます。</p>

第4章 市民

市民検討委員会の思い	条文素案のたたき台	条文素案
<p>【現状認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町内会加入率が低迷している。 ○セーフコミュニティの取組がなかなか浸透しない。 ○核家族化により地域の結びつきが希薄になっている。 ○周辺部では過疎化により地域コミュニティを維持することが難しくなっている。 ○市民同志の連係がうまく取れない。 ○三農、北里大学等の資源を活用できていない。 ○市外在住の人もまちづくりに参加したいのに出来ていない。 <p>【議員との意見交換での発言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市政の主役は基本的に市民である。 ○まちづくりを行うためには、市民が責任を持って行動する必要がある。 ○地域の人がまちを作っていく。 <p>【今後の取組】</p> <p>■市民の権利</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全で安心な暮らしを営む権利 ○地域づくりに参加する権利 ○情報を知る権利 	<p>第4章 市民 (市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主体として、自ら地域づくりに関し意見を述べるとともに、参画する権利を有する。</p> <p>3 市民は、保護すべき情報を除き、まちづくりに参画するために必要な情報を知る権利を有する。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、まちづくりに参画するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、まちづくりに参画するに当たり、自主性及び自立性を持つとともに、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。</p> <p>3 市民は、地域社会を構成するものとしての社会的責任を持ち、豊かな自然を守り育てるとともに、安全で潤いのあるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>4 市民は、地域コミュニティを守り育て、地域で子どもの安全と成長を見守るように努めるものとする。</p> <p>5 市民は、ふるさとの歴史を重んじ、ふるさとを大切にすることを育むよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会</p>	<p>第4章 市民 (市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利があります。</p> <p>2 市民は、まちづくりに関して意見を述べるとともに、参画する権利があります。</p> <p>3 市民は、まちづくりに参画するために必要な情報を知る権利があります。</p> <p>4 市民は、前3項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な扱いを受けることはありません。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第7条 市民は、自治の担い手として、互いに尊重し協力しあいながら、まちづくりに参画するよう努めるものとします。</p> <p>2 市民は、参画にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。</p> <p>3 市民は、ふるさとを大切にし、豊かな自然を守り育てるとともに、安全で潤いのあるまちづくりに努めるものとします。</p> <p>4 市民は、地域コミュニティを守り育て、地域の課題を共有し、その解決に向けて行動するように努めるものとします。</p>

<p>■市民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民同士のネットワークを作る。 ○地域づくりに主体的に取り組む。 ○自然環境を守り、次世代に継承する。 ○生き物に優しいまち。 ○地域で子育てをする。 ○ふるさとを大切にする。 <p>■事業者・団体の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域に積極的に参加し、寄与する。 	<p>的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p>	
--	--	--

第5章 議会及び議員

市民検討委員会の思い	条文素案のたたき台	条文素案
<p>【現状認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議員活動の様子が市民につたわない。 ○積極的な公開がなされていない。 ○会議資料が公開されていない。 ○市民と情報が共有されていない。 ○議員と市民が話し合う場が少ない。 ○議員が陳情の付添人になっている。 ○議会改革特別委員会が組織され、議会改革に取り組んでいる。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会議の公開 ○情報の公開 ○市政報告会の実施 ○開かれた議員活動 ○市民の声を市政に反映させる。 ○調査活動の充実 ○積極的な政策提案 	<p>第5章 議会及び議員 (議会の役割と責務)</p> <p>第8条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策に反映させるものとする。</p> <p>3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うものとする。 (市民に開かれた議会)</p> <p>第9条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。 (議員の役割と責務)</p> <p>第10条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 議員は、まちづくりについて自らの考えを明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映されるよう努めるものとする。</p> <p>3 議員は、調査研究活動を通じ、議会における審議及び</p>	<p>第5章 議会及び議員 (議会の役割と責務)</p> <p>第8条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとし ます。</p> <p>2 議会は、市民の参画によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策に反映させるもの とします。</p> <p>3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行い、成果につなげるものとし ます。 (市民に開かれた議会)</p> <p>第9条 議会は、審議に関する情報を公開すること などにより、市民にとって分かりやすい議会運営に努 めるものとし ます。</p> <p>2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に 市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会 を設けるよう努めるものとし ます。 (議員の役割と責務)</p> <p>第10条 議員は、この条例に定める議会の役割及び 責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ 誠実に職務を遂行し ます。</p> <p>2 議員は、積極的に市民との対話に心がけ、市民の 意思の把握に努め ます。</p>

	政策立案活動の充実の努めるものとする。	3 議員は、市政の課題に関する調査並びに政策提言等を積極的に行うよう努めるとともに、議会活動に関して市民に説明するように努めます。
--	---------------------	---

第6章 市長及び職員

市民検討委員会の思い	条文素案のたたき台	条文素案
<p>【現状認識】</p> <p>■市長</p> <ul style="list-style-type: none"> ○良く市民と交流している。 ○市民への丁寧な説明が不足している。 ○強いリーダーシップが求められている。 <p>■職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民との協働が出来ていない。 ○市民と同じ目線で物事を見ていない。 <p>【今後の取組】</p> <p>■市長</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の代表者として、職員の管理、指揮監督、運営その他の職務を誠実に遂行する。 ○市民自治のまちづくりのため、市民の意見をよく聞く。 <p>■職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民目線で行動する。 ○市民への丁寧な説明に努める。 ○職員自ら向上心を持ち、職務に励む。 ○職員は積極的にまちづくりに取り組む。 	<p>第6章 市長及び職員 (市長の役割及び責務)</p> <p>第11条 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営を行うものとする。</p> <p>2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、広く市民の声を聴き、市政の運営に反映させるよう努めるものとする。 (市職員の役割と責務)</p> <p>第12条 市職員は、市民への奉仕者として市民に対して丁寧でわかりやすい説明に努め、公正かつ誠実にその職務を遂行する責務を有する。</p> <p>2 市職員は、職務の遂行に必要な知識・技能等の能力の向上に努めるものとする。</p> <p>3 市職員は、地域社会の一員としてまちづくりの推進に積極的に関わるものとする。</p>	<p>第6章 市長及び職員 (市長の役割及び責務)</p> <p>第11条 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営を行うものとします。</p> <p>2 市長は、市民の参画によるまちづくりを推進するため、広く市民の声を聴く仕組みを作り、市政に反映させるとともに、説明責任を果たすよう努めるものとします。</p> <p>3 市長は、職員を指揮監督し、人材育成に努めるものとします。 (職員の役割と責務)</p> <p>第12条 職員は、市民への奉仕者として、市民に誠意を持って接するように努めます。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識・技能等の能力の向上に努め、公正で誠実にその職務を遂行する責務を有します。</p> <p>3 職員は、地域社会の一員としてまちづくりの推進に積極的に努めるものとします。</p>

第7章 地域経営

市民検討委員会の思い	条文素案のたたき台	条文素案
<p>【現状認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民が行政に関わる意識がない。 ○批判的な意見が多く、職員は殻を作り守らざるを得ない。 ○職員に既得権益意識が強い。 ○形式に偏った市民参加型の仕組みが多い。 ○情報の共有がされづらい。 ○総合計画の基本構想が行政運営の基本になっている。 ○向こう3年間の事業を掲載している実施計画は毎年見直ししている。 ○事業を決定（予算化）するプロセスが不透明。 ○事業実施後の検証が不十分。 ○事業をやりっぱなしで次に生かされていない。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プラン（計画）⇒ドウ（実施）⇒チェック（評価）⇒アクト（改善）の各段階で市民との情報を共有し、意見を取り入れる。 ○長期的な計画のもとに市政運営する 	<p>第7章 地域経営 (地域経営の基本)</p> <p>第13条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民が地域に誇りと自信を持てるまちづくりを行わなければならない。</p> <p>(総合計画等)</p> <p>第14条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参画を得るものとする。</p> <p>(健全な財政運営)</p> <p>第15条 市は、総合計画にもとづき、又は事業等の評価を踏まえ、計画的な財政運営を行い、予算を編成しなければならない。</p> <p>2 市は、財源の確保及び効果的で効率的な経費支出に配慮することにより、健全で持続可能な財政運営に努めなければならない。</p> <p>3 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。</p>	<p>第7章 地域経営 (地域経営の基本)</p> <p>第13条 私たちは、十和田市の自律的發展を図るため、連携と協働により、地域の経営に取り組みます。</p> <p>2 市は、市民の参画と情報共有を基本とした、公正で透明性の高い行政運営を行います。</p> <p>3 市は、事務事業について「計画・実施・評価・改善」に基づいた効率的で効果的な行政運営を行います。</p> <p>(総合計画等)</p> <p>第14条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、総合計画を策定します。</p> <p>2 市は、総合計画の策定に当たって、多くの市民の意見を反映させるため、必要な情報提供に努め、市民の参画を進めるものとします。</p> <p>3 市は、総合計画の進行管理を適切に行い、その進捗情報を市民に分かりやすく提供します。</p> <p>(健全な財政運営)</p> <p>第15条 市は、総合計画や事業評価等の結果を踏まえ、効率的で効果的な予算を編成に努めます。</p> <p>2 市は、中長期的な展望に立ち、健全で持続可能な財政運営に努めます。</p> <p>3 市は、予算及び決算の内容や市の財政状況を分かりやすく市民に公表し、財政運営の透明性の確保に</p>

<p>○健全で持続可能な財政運営をする。</p> <p>○事業について評価と市民への公表を図る。</p> <p>○市民として議会として事業を検証し公表する。</p> <p>○市民の安全と安心を確保するための危機管理に取り組む。</p>	<p>(評価)</p> <p>第 16 条 市は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、実施する事業等について、市民参加のもと、検証及び評価を行い、市政の運営に反映させなければならない。</p> <p>2 市長は、その結果を市民に分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>(行政改革)</p> <p>第 17 条 市は、市政運営の資質の向上を図るため、行政改革に取り組むものとする。</p> <p>(危機管理)</p> <p>第 18 条 市は、市民の安全と安心を確保するため、緊急事態に適切に対処できる体制の充実と強化を図らなければならない。</p> <p>2 市は、市民及び関係機関と相互に連携、協力しながら、市民の安全と安心の推進に取り組まなければならない。</p>	<p>努めます。</p> <p>(事業評価)</p> <p>第 16 条 市は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、実施する事業等について、外部評価を取り入れ、検証及び評価を行います。</p> <p>2 市は、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、事業の改善に努めるものとします。</p> <p>(行政改革)</p> <p>第 17 条 市は、市政運営の資質の向上を図るため、行政改革に取り組むとともに、市民を交えた委員会で検証を行い、その結果を分かりやすく市民に公表します。</p> <p>(危機管理)</p> <p>第 18 条 市は、市民の安全と安心を確保するため、緊急事態に適切に対処できる体制の充実と強化に努めます。</p> <p>2 市は、市民及び関係機関と相互に連携、協力しながら、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。</p>
---	---	---

第8章 情報の共有

市民検討委員会の思い	条文素案のたたき台	条文素案
<p>【現状認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報の公開が不足している。 ○市民の声と議会・職員の意識にズレを感じる。 ○市民の情報収集の意識が低い。 ○市民が情報を入手するハードルが高い。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市長及び職員は、市政運営に関する情報を積極的に公開し、市民との情報の共有に努める。 ○市民がわかりやすいように情報の見せ方を工夫する。 ○市民と共有すべき情報のデータベース化を図る。 ○情報は IT の活用によりデータ管理する。 ○市民はまちづくりに必要な情報の収集と共有に努める。 ○市長及び職員は、市政運営に関する市民への説明責任を果たす。 ○個人情報の保護に努める。 ○情報についての定義の明確化（公開できない情報の定義）。 	<p>第8章 情報の共有 (情報の共有)</p> <p>第19条 市は、市民の知る権利を保障し、市民及び市が互いに情報を共有するために、市のまちづくりに関する情報を市民にわかりやすい形で提供しなければならない。</p> <p>2 市は、市民が市政に関する情報を容易に得られるよう、適切な仕組みを整備しなければならない。</p> <p>3 市民は、地域の課題を解決するために必要な情報の収集と共有に努めるものとする。</p> <p>(説明・応答の責任)</p> <p>第20条 市は、まちづくりに関する事項に関し、市民にわかりやすく説明する責任を負わなければならない。</p> <p>2 市議会及び市は、市民からの意見、要望等に対し、速やかに応答する責任を負わなければならない。</p> <p>3 市民は、意見、要望等を述べる場合及び必要により応答する場合には、常に公共性を意識するよう努めなければならない。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第21条 市議会及び市は、個人の権利及び利益を守るために、個人に関する情報の保護に努めるとともに、そのために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第8章 情報の共有 (情報の共有)</p> <p>第19条 市は、まちづくりについて市民と共通の認識を持つために、保有する情報を市民に積極的かつ迅速に、分かりやすく提供するように努めます。</p> <p>2 市は、市民が市政に関する情報を容易に得られるよう、適切な仕組みを整備するように努めます。</p> <p>3 市民は、地域の課題を解決するために必要な情報の収集と共有に努めます。</p> <p>(説明・応答の責任)</p> <p>第20条 市は、まちづくりに関する事項に関し、市民にわかりやすく説明します。</p> <p>2 市は、市民からの意見、要望等に対し、速やかな応答に努めます。</p> <p>3 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な手段により市民に分かりやすく提供します。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第21条 市は、個人の権利及び利益を守るために、個人に関する情報を適正に管理するとともに、その保護に努めるために必要な措置を講じるものとします。</p>

第9章 市民の市政への参加

市民検討委員会の思い	条文素案のたたき台	条文素案
<p>【現状認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市長が市政に関わる重要事項について、住民投票等市民の意見を聴いたことがない。 ○住民投票の制度がない。 ○20歳未満の住民は市政に参加する仕組みがない。 ○住民投票の実施には多額の経費を要する。 ○重要課題について住民の意思を確認する仕組みがない。(アンケート等) <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民の意思を確認する仕組みづくり ①市民アンケート ②世論調査 ③住民投票 <ul style="list-style-type: none"> ○投票権は16歳以上(中学校卒業以上) ○投票結果の尊重 ○住民投票の発議が出来る仕組みづくり ○住民の1/6以上で市長に対し実施の請求が可能 ○市長は自ら実施出来る。 ○市長は請求があった時は実施する。 	<p>第9章 住民の市政への参加 (市政への市民参画)</p> <p>第22条 市は、市政運営に対する市民参画を容易にするため、まちづくりに関する情報を市民に提供し、市民が意見を述べやすいように環境を整えるよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、まちづくりに関して市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、説明会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提出された意見に回答し、公表するものとする。 (住民投票)</p> <p>第23条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接住民(市内に住所を有する中学校卒業以上の者をいう。次条において同じ)の意思を確認するため、住民投票を実施することが出来る。</p> <p>2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。 (住民投票の実施要件)</p> <p>第24条 住民は、市政に関する重要な事項について、その6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市長は、市政に関わる重要事項について、自らの意思により住民投票を実施することができる。</p> <p>3 市長は、第1項に規定による請求があったときは、住</p>	<p>第9章 市民の市政への参加 (市政への市民参画)</p> <p>第22条 市は、市政運営に対する市民参画を容易にするため、市民が意見を述べやすいように環境を整えるよう努めるものとします。</p> <p>2 市は、まちづくりに関して市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、説明会の開催など適切な方法を選択するよう努めるものとします</p> <p>3 市は、市の審議会等の委員を委嘱しようとする場合、公募による市民委員を選考するように努めるものとします。 (住民投票)</p> <p>第23条 住民、議員及び市長は、市政に関する重要な事項について、直接住民の意思を確認するため、住民投票を請求又は発議することが出来ます。</p> <p>2 住民投票に参加できる者は、市内に住所を有する満16歳以上の者とします。</p> <p>3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。</p> <p>4 住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>

	<p>民投票を実施するものとする。</p> <p>4 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	
--	---	--

第 10 章 施行後の検証と見直し

市民検討委員会の思い	条文素案のたたき台	条 文 素 案
<p>○市民と市との協働を推進していく場所や仕組みの構築。</p> <p>○条例施行後に、市民参画や協働が条例の意図する方向に進んでいるか検証する常設の市民参画・協働推進委員会の設置。</p> <p>○条例が社会情勢の変化や時間の経過により形骸化することのないように、市民・議会・市それぞれの立場で見守り、必要があれば見直すものとする。</p> <p>○見直しに当たっては、多くの市民の声に耳を傾けるように努める。</p>	<p style="text-align: center;">第 10 章 施行後の検証と見直し等 (条例の推進)</p> <p>第 25 条 市長は、この条例の適正かつ円滑な運用及び推進を図ること並びにその運用及び推進に関する検証を行うための委員会を設置するものとする。 (条例の検証及び見直し)</p> <p>第 26 条 市長は、この条例が十和田市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうか必要に応じて検証し、見直しが必要であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 前項に規定する検証及び見直しは、市民参画の下で行わなければならない。 (委任)</p> <p>第 27 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 この条例は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第 10 章 施行後の検証と見直し等 (条例の推進)</p> <p>第 24 条 私たちは、この条例の適正かつ円滑な運用及び推進に関し不断の検証に努め、将来にわたりこの条例を発展させるものとします。 (条例の検証及び見直し)</p> <p>第 25 条 市長は、この条例が十和田市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうか必要に応じて検証し、見直しが必要であると判断したときは、必要な措置を講じるものとします。</p> <p>2 前項に規定する検証及び見直しにあたっては、委員会を設置し、市民参画の下で行うものとします。 (委任)</p> <p>第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとします。</p> <p style="text-align: center;">附 則 この条例は、平成 年 月 日から施行します。</p>